

# 技術提案・交渉方式について

---

## 【目次】

- 1. はじめに
- 2. 一般的な公共施設はどのように契約するのか？
- 3. 何故、一般的な方式ではダメなのか？
- 4. 具体的には、どういう契約手続きなのか？
- 5. この方式のメリットは？
- 6. この方式のデメリットは？
- 7. おわりに

H30.07

名古屋市観光文化交流局  
名古屋城総合事務所保存整備室

# 1. はじめに

---

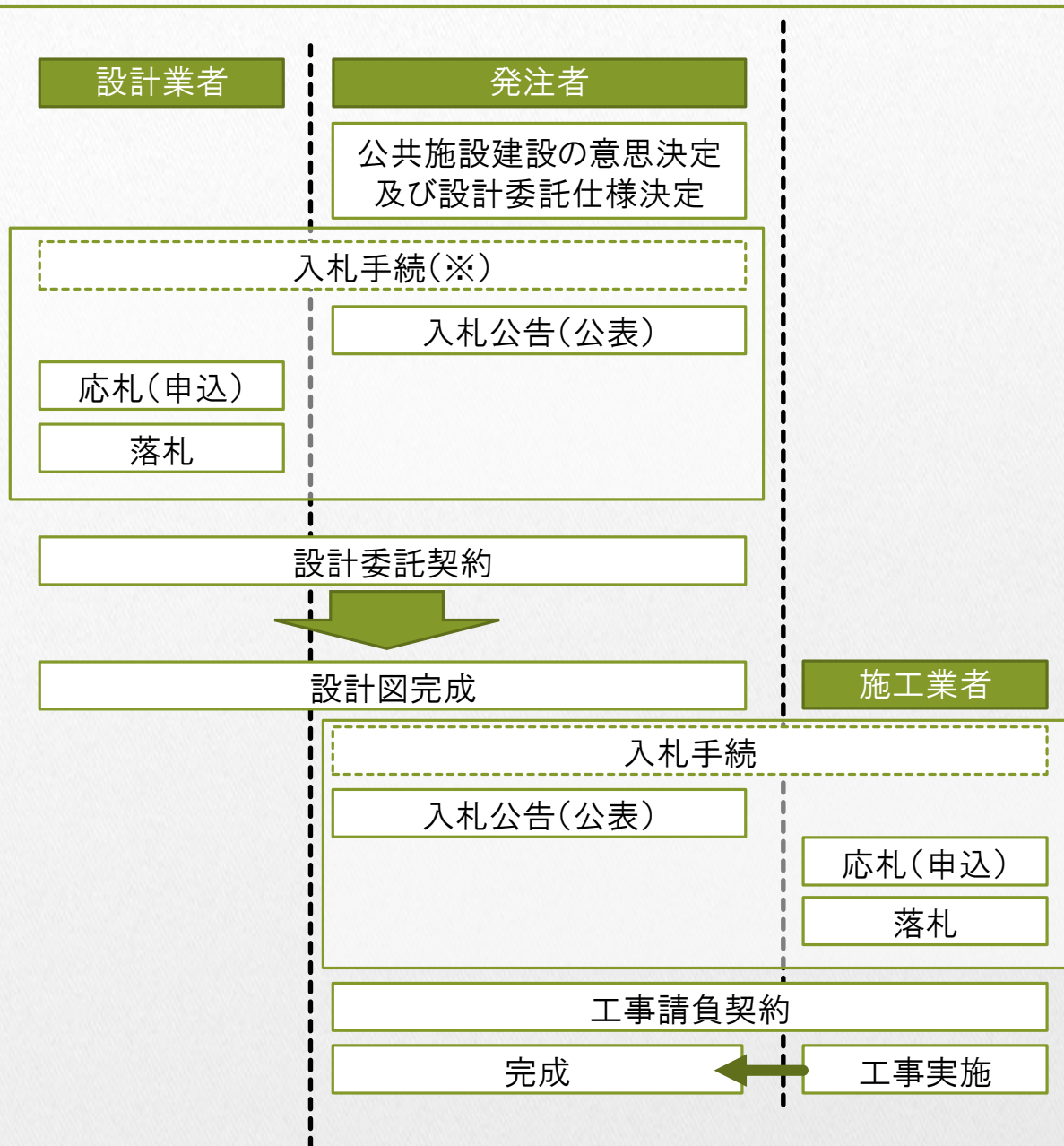
- 「名古屋城天守閣整備事業」は、1945年に戦災で焼失した名古屋城天守閣を、現代に残された豊富な歴史的資料に基づき、木造で復元するプロジェクトです。
- 失われた天守閣を木造復元した例は、全国にもいくつかあります。しかし、名古屋城天守閣ほどの巨大な天守閣を復元するのは、全国でも初の試みです。そのため、本事業は施工(工事の実施)に対し、非常に高い技術力が求められる事業となりました。
- そこで、参考となる事例がないこの事業を実現させるため、名古屋市では施工業者に技術を提案していただき、もっとも優秀な提案をした企業と事業を行うという「技術提案・交渉方式」を契約手法として採用しました。
- この方式は全国でもまだ実施例が少なく、市民の皆様にとってもなじみが薄いと思います。
- 「個人と行政の建築工事の違い」、「この方式のメリット・デメリット」などの説明を通じて、少しでも皆様の参考になれば幸いです。



## 2. 一般的な公共施設はどのように契約するのか？

---

- 行政(名古屋市)は、学校や区役所、市営住宅など様々な公共施設を造ってきました。
- 行政が行う公共施設の設計・施工の契約にあたっては、公正性・経済性を確保するために、地方自治法などで様々な契約ルールが定められています。
- 名古屋城天守閣で採用している契約手法をご紹介する前に、公共施設における一般的な契約の流れを次のページでご紹介します。



**<ポイント>**

- 公共施設を建てるためには、どんな建物を造るか決める「設計」と実際に建ていく「工事」を行う必要があります。一般的な契約手法では、それぞれ別の入札手続によって業者が決めます。
- 入札は「より多くの企業」が参入できるように実施する必要がありますので、設計図は、「特定の企業しか受注できないような特殊な工法」ではなく、「一般的な工法」であることが求められます。そのため、設計の段階においても、「特殊な設計」ではなく「一般的な設計」であることが求められるため、名古屋城天守閣を木造復元するような「高度で特殊な技術」が求められる今回の事業においては、適用が難しいものとなります。

※入札とは、工事等の仕様を公表し、それに対して企業等が受注を申し込み、最も低い入札金額などで申し込んだ企業と契約する制度です。



### 3. 何故、一般的な方式ではダメなのか？

- 珍しい契約方式を採用せずに、一般的な方式を採用すればよいのではないか、と思われる方も多いと思います。
- しかし、今回名古屋市としては、下記の理由から一般的な方式では事業を進めることが難しいと考えました。

○長い年月及び戦災によって劣化した石垣や石垣の中にある現天守閣の基礎の取扱いなど様々な課題があり、工事契約に向けた仕様(工法の種類等)の確定が困難です

○特別史跡(※)内に大規模木造建築物である天守閣を復元する工事である為、最も優れた技術提案に依らなければ工事目的の達成が困難です

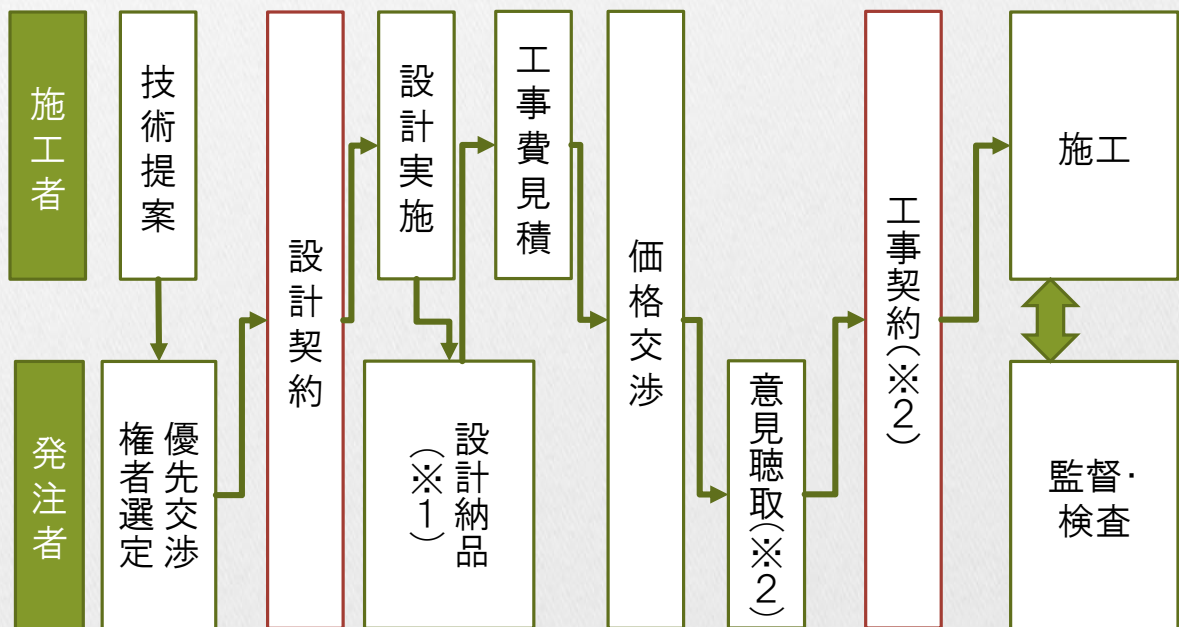


難しい課題をいくつもクリアする必要がある難工事であるため民間事業者が持つノウハウを活用する必要があります

※名古屋城は文化財保護法における特別史跡に指定されています。特別史跡は史跡の中でも特に重要なものであり、国宝と同様の高い学術的価値を持つため、工事を行う場合でも遺構を守ることが大前提となります。

## 4. 具体的には、どういう契約手続きなのか？

- 今回、名古屋市が採用したのは「技術提案・交渉方式」のうちの「設計交渉・施工タイプ」と呼ばれるものです。
- 設計・施工を同一企業が行う一方、設計と施工はそれぞれ別個の契約を結ぶことが特徴です。



※1 設計成果の内容を確認し、検査の上、納品

※2 価格交渉を終え、その妥当性を学識経験者に意見聴取のうえ、工事契約成立

【参考：より精緻な手続の解説】

「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式のガイドライン」P.68を参照してください (<http://www.mlit.go.jp/tec/koushouhoushikigaido.html>)。



## 5. この方式のメリットは？

---

- 以下のようなメリットがあります。

○これまでにない厳しい条件下で、高度な技術が必要とされる工事の施工が可能です



厳しい条件を克服できるような技術提案を求めることが、この制度の特徴です

○施工業者がノウハウを生かして設計を行うことから、効率的な施工が可能となり、工期の短縮につながります



施工業者が持つ独自の技術を前提とした設計が可能となるため、他社の設計をもとに施工を実施する場合に比べて、効率化が期待できます

## 6. この方式のデメリットは？

- 以下のようなデメリットがあります。

○提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難となり、発注者にとって過剰な品質で高価格な提案となる恐れがあります

**【対策】**

品質及び価格について、学識経験者による意見聴取会を実施することにより、品質・金額の公正性・経済性を担保しています。

○施工業者が実施する設計に対し、的確な判断や指示を行う能力が発注者に必要となります

**【対策】**

設計内容等の確認を含む発注者(名古屋市)支援業務委託契約を、優先交渉権者(竹中工務店)とは別の企業と結ぶことで、名古屋市側の専門性を向上させています。



## 7. おわりに

---

- 以上のように、名古屋市としては「通常の入札(価格競争)による契約方式」ではなく、「技術提案・交渉方式-設計・施工タイプ-による契約方式」が妥当だと考えています。
- 本契約方式について、より詳しく、専門的なことを理解したい方には、国土交通省ウェブサイトガイドラインがまとめられていますので、ご一読ください。

検索



技術提案・交渉方式

<http://www.mlit.go.jp/tec/koushouhoushikigaido.html>